

令和6年6月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件開示申出に係る文書が存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は結論において相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

宮内庁の長官以下十数人の方々を、最高裁長官の公邸又は最高裁の特別会議室という名前のパーティーホールに招待して接待した際に作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和6年5月17日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ、存在しなかった。

(2) 苦情申出人は、元最高裁判所判事の平成24年7月27日の講演会における発言（苦情申出書の添付資料1）を根拠として、本件開示申出文書は存在すると主張している。

しかし、本件開示申出文書を探索した結果は上記のとおりであり、過去に1に記載のような行事（以下「本件行事」という。）が行われたことを示す文書

も存在しなかった。

(3) この点について、仮に苦情申出書の添付資料 1 に記載されているとおり、過去（平成 24 年以前）に本件行事が行われていたとすれば、本件行事に関して何らかの司法行政文書が作成又は取得された可能性はあるが、開示申出時点において当該文書の作成若しくは取得又は廃棄の事実が確認できなかった。

したがって、このような文書を実際に作成したのか否か及び作成後に廃棄されたのか否かが判然としなかった。

(4) 以上から、「不開示」とする原判断の結論は相当であるものの、その理由については、「作成又は取得していない。」ではなく「存在しない。」と改める。